

政府の節電実行基本方針

1. 基本的な方針

政府の使用電力の削減については、従来、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできた。

政府は、府省毎に節電実行計画を策定し、使用最大電力を▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

これにより、政府自らが従来にも増して一層の節電を実施する。

2. 府省毎の節電実行計画

府省毎に以下の(1)～(4)の内容を含む節電実行計画を策定することとする。

(1) 節電に係る数値目標

東京電力管内及び東北電力管内の需要設備について、原則、ピーク期間・時間帯(※1)における使用最大電力を基準電力値(kW)(※2)に比して▲15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1：7～9月(平日)の9時～20時

※2：原則、昨年と同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力(kW)の値とする。

※3：各々の需要設備で実施することを原則としつつ、複数の需要設備が共同して実施することを認める。

【参考】

区分A：大口需要設備(契約電力500kW以上)及び大口需要設備の一部としての需要設備

区分B：小口需要設備(契約電力50～500kW)及び小口需要設備(契約電力50～500kW)の一部としての需要設備

区分C：小口需要設備(契約電力50kW未満)又は小口需要設備(契約電力50kW未満)の一部としての需要設備並びに電灯契約の需要設備

(2) 節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

ア. 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底¹
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化（冷涼グッズの活用等）
- ・換気風量の適正化
- ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減（例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して 2 分の 1 程度に間引く等）
- ・白熱電球の原則使用停止（代替品のない場合を除く）

ウ. O A 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していない O A 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・プリンタ、コピー機、F A X の稼働台数の削減
- ・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化
- ・電気ポット、コーヒーメーカー等の原則使用停止
- ・契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用

エ. 共用部分に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ・冷水器の停止
- ・自動販売機の消灯要請
- ・入居売店等への節電の協力要請

オ. 電力使用状況の職員への周知

¹ 室温を 29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

- ・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組に検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- ・一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進）
- ・展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・東京・東北電力管外へのサーバ等の移転、管外のバックアップセンターの活用
- ・省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・既存の自家発電設備の活用
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・人感センサー、LED照明等の導入
- ・BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入
- ・簡易ESCO診断、ESCO事業の実施

- ・ 詳細な節電効果を把握するための電力使用量の測定範囲の細分化

(3) 進捗管理の実施

使用電力の削減を確実にするため、以下の進捗管理を実施する。

- ・ 7～9月を実施期間とし、実施期間後、節電実績を取りまとめ、公表する。(政府全体として、区分A、区分B及び区分Cごとに検証する。)
- ・ 国民から節電のアイデアを広く募集し、政府において実施可能なものについては随時採用、実施する。
- ・ 各々の需要設備において進捗管理を実施するため、各々の需要設備に節電担当責任者を置くとともに、職員の節電意識の向上を徹底して図る。

(4) 独立行政法人、公益法人、地方公共団体への取組の波及

- ・ 独立行政法人及び公益法人に対し、その所管府省が本基本方針及び各府省の節電実行計画を参考にしつつ当該法人の節電計画を策定するよう要請する。
- ・ 地方公共団体に対し、本基本方針及び各府省の節電実行計画を紹介しつつ、同様の取組を奨励する。
- ・ 独立行政法人、公益法人、地方公共団体に対し、その特性に応じた有効な節電に関する情報提供を行う等必要な支援に努める。

3. 各府省の節電実行計画の策定及び実施のプロセス

5月13日 電力需給緊急対策本部開催、本基本方針の決定

5～6月 本基本方針を踏まえ、府省毎に節電実行計画を策定・公表
独立行政法人等への要請、地方公共団体への紹介・奨励

7～9月 実施期間
国民からの提案等を基に取組を適宜追加

実施期間後 実施期間の節電効果の検証を含む取組実績を検証、公表